

支給対象になるか否かの確認を確実に行うとともに、複数人で確認作業を行うこととしている。
なお、過大支給分については、該当職員から返還対応済みである。

監査対象機関	森林環境部 環境整備課
監査対象期間	令和元年度
監査実施日	令和2年6月16日、7月17日

監査の結果
講じた措置

(指導事項) 1件 (収入1)
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
①廃棄物不法投棄に対する行政代執行撤去費用
過年度分 先数 2件 198,721,373円
②廃棄物不法投棄に対する行政代執行撤去費用に係る延滞金
過年度分 先数10件 1,676,500円
③産業廃棄物不適正処理に対する行政代執行撤去費用
令和元年度分 先数 5件 746,707,077円

1) (今後の対応策等)
①廃棄物不法投棄に対する行政代執行撤去費用
過年度分のうち「日向処分場事件」については、債務者が1法人1個人である。うち法人は事業を行っておらず、休眠状態で資産も無い。個人は、住民票上の住所は判明したものの実態としては依然行方不明の状態である。
法人については、平成30年度に債務者の最終差押日から5年が経過したため、消滅時効が完成した。個人の債務者については、ゆうちょ銀行等、金融機関に対する財産調査を実施したが預貯金の発見はなかった。
また、口座開設時の状況調査を実施し、開設時周辺の金融機関への財産調査を実施していく予定である。
今後も、債務者の所在確認、財産調査等を行い債権回収に努める。
過年度分のうち「大月市内不法投棄事件」については、債務者は1個人であり、現在、行方不明である。住民票、戸籍の取得による現状調査を行ったところ、住民票が東京都にあることが判明した。また、大月市にある居宅を定期的に訪問しているが、居住の実態はない。金融機関に対する財産調査を実施したが、預貯金の発見はなかった。
また、東京都内に住んでいる親族に、現在の債務者の状況の聞き取りを実施した。
今後も、債務者の所在確認、財産調査等を行い債権回収に努める。
②廃棄物不法投棄に対する行政代執行撤去費用延滞金
平成27年度分の行政代執行撤去費用延滞金については、債務者は3法人7個人であり、3法人7個人から分割納付での納付

【一般会計】
①児童福祉施設入所児童保護者負担金
過年度分 17,802,209円
令和元年度分 5,260,638円
合計 先数 144件 23,062,847円
②児童扶養手当の過払金の返納金
過年度分 先数 15件 3,588,950円
[母子父子寡婦福祉資金特別会計]
①母子福祉資金貸付金償還金(元金)
過年度分 先数 5件 1,970,541円
②母子福祉資金貸付金償還金(利子)
過年度分 先数 1件 41,639円
③母子福祉資金貸付金償還金(違約金)
過年度分 先数 3件 197,467円
2) (発生原因の検討結果)
①本契約について、個人情報保護特記事項と情報セキュリティに関する特記事項でセキエリテイ責任者や作業従事者を書面で報告しなければならぬとの認識がなかったため。なお、本契約は今年度「こころの発達総合支援センター診療等総合システム運用維持管理業務委託契約」として締結。
②本契約について、個人情報保護特記事項でセキエリテイ責任者を書面で報告しなければならぬとの認識がなかったため。
(今後の対応策等)
今年度の契約では、直ちに書面での報告をもらった。また、職員に周知徹底を図り、再発防止に努めた。

2) 業務委託契約について、次のとおり不備があった。
①山梨県立こころの発達総合支援センター診療等総合システム構築業務委託契約書の個人情報取扱特記事項に、受託者は発注者である山梨県知事に対して受託業務に係るセキエリテイ責任者を、また、同契約書の情報セキュリティに関する特記事項に受託者は発注者である山梨県知事に対して受託業務に係る作業従事者及びセキエリテイ責任者を書面で報告しなければならぬと定められているが、履行されていなかった。

監査対象機関	森林環境部 森林環境総務課
監査対象期間	令和元年度
監査実施日	令和2年6月16日、7月17日

監査の結果
講じた措置

(指導事項) 1件 (給与1)
1) 同一週内に週休日の振替ができず、1週間の勤務時間が38時間45分を超えたため、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額が支給されていた時間外勤務手当について、当該週に別の週の週休日を振り替えたことにより1週間の勤務時間が38時間45分を超えておらず、過大に支給されているものがあった。

1) (発生原因の検証結果)
勤務状況システムにより作成される「振替代休個人集計」により、振替等の勤務状況を確認していたが、十分な確認が行えていなかった。
(今後の対応策等)
今年度は、週休日・休日勤務を行った職員については、勤務状況を的確に把握できる整理表を作成し、時間外勤務の25/1000の

1) (今後の対応策等)
今年度は、週休日・休日勤務を行った職員については、勤務状況を的確に把握できる整理表を作成し、時間外勤務の25/1000の

監査対象機関	森林環境部 森林整備課	を得ている。 今後も、分割納付を行っている3法人7個人について、毎月の納付状況を注視し遅延無く納付させ債権回収に努める。 ③産業廃棄物不適正処理に対する行政代執行撤去費用 債務者が3法人、2個人である。現在、金融機関の預貯金の状況や所有する不動産、動産等の財産調査を実施している。また、債務者を訪問し、債権回収に努めている。今後は、預貯金や所有財産の差押え等の措置を実施し、債権回収に努める。
監査対象期間	令和元年度	
監査実施日	令和2年6月19日、7月17日	

監査対象機関	森林環境部 森林整備課	
監査対象期間	令和元年度	
監査実施日	令和2年6月19日、7月17日	
監査の結果	講じた措置	
<p>(指導事項) 2件 (収入1、物品1)</p> <p>1) 歳入について、次のおり収入未済があった。 土砂の不法投棄に係る不当利得の返還金 過年度分 先数 1件 33,286,050円</p>	<p>1) (今後の対応策等) 当該案件に係る、当該が所管する私法上の債権のほか、治水課が所管する河川法に基づく私法上の債権と私法上の債権があり、連携して対応している。 債務者は土地資産を有しているが、これを換価するためには、相続財産管理人が選任される必要があることから、選任申立の有無について裁判所に定期的に確認を行っている。選任された場合は、当該相続財産管理人あてに請求の申出をすることとしている。 今後も、治水課と連携し債権の回収に努めていく。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) リースしていたGISシステムを返却した際、同時に返納したとされていたが、付属するソフトウェアは購入物品であったため返納はしておらず、適切な処理(棄却等)を失念していた。 (今後の対応策等) 処理が行われていなかった物品について、返納・棄却等の処理を行った。 今後、財務規則に基づき手続きが適切に行われるよう、職員に周知徹底を図るとともに、事務処理については複数の職員でダブルチェックを行うなど再発防止に努める。</p>	
2) 財務規則第151条関係運用通知による備品の現品確認の結果、返納したとされていた備品について、財務規則第159条に定める返納の処理が行われていなかった。		

監査対象機関	森林環境部 林業振興課
監査対象期間	令和元年度

監査実施日	令和2年6月18日、7月17日	
監査の結果	講じた措置	
<p>(指導事項) 1件 (収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のおり収入未済があった。</p> <p>【一般会計】 ①林業構造改善事業費補助金返還金 過年度分 先数 1件 14,807,804円 ②林業構造改善事業費補助金返還金延納利息 過年度分 先数 1件 150,852円 【林業・木材産業改善資金特別会計】 ①林業・木材産業改善資金貸付金償還金 過年度分 先数 3件 21,899,000円 ②林業・木材産業改善資金貸付金償還金違約金 過年度分 先数 3件 1,389,867円</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 【一般会計】 債務者の事業廃止による返済の停滞による。 【特別会計】 債務者の業績不振や事業廃止による返済の停滞による。 (今後の対応策等) 【一般会計】 債務者が平成28年7月に破産したことから、以降は保証人に対して電話又は面談による催告と財産状況の把握を行った。 今後も引き続き債権回収に努めていく。 【特別会計】 債務者3名に対して電話又は面談により催告を行った結果、債務者3名から一部返済があり、過年度分440,000円が償還された。今後も引き続き債権回収に努めていく。</p>	

監査対象機関	森林環境部 県有林課	
監査対象期間	令和元年度	
監査実施日	令和2年6月19日、7月17日	
監査の結果	講じた措置	
<p>(指導事項) 1件 (収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のおり収入未済があった。 「清里の森」別荘地の建物収去・土地明け渡し請求訴訟に係る建物強制収去経費 過年度分 先数 2件 7,743,225円</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 滞納者の無資力による未払いが原因 (今後の対応策等) 文書及び訪問による催告、財産等の状況について情報収集を行い、未収金の早期回収に努めている。</p>	

監査対象機関	森林環境部 中北林務環境事務所	
監査対象期間	令和元年度	
監査実施日	令和2年5月7日～8日、6月4日	
監査の結果	講じた措置	
<p>(指導事項) 1件 (収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のおり収入未済があった。 【恩賜県有財産特別会計】 ①土地貸付料 過年度分 令和元年度分 30,803,530円 令和元年度分 7,692,820円 合計 29件 38,496,350円 ②違約金及び遅延利息</p>	<p>1) (今後の対応策等) 【恩賜県有財産特別会計】 「清里の森」別荘地に係る収入未済額については、「清里の森」別荘地貸付料納入促進事務取扱要領等に基づき、厳正に催促を行っており、引き続き回収に向け努力していく。 県有地の貸付については、引き続き声かけ及び督促を行い、早期回収に努めるとともに、</p>	

過年度分	2,048,321円	督促の手段や債権の取り扱いについて関係課と協議を進めていく。
令和元年度分	180,121円	
合計	先数 21件 2,228,442円	
③和解に基づく滞納貸付料の納入に係る利息、清里の森別荘地の未払賃料、損害金及び延滞違約金の支払請求訴訟に係る損害金	先数 2件 3,339,368円	

監査対象機関	森林環境部 峡東林務環境事務所	
監査対象期間	令和元年度	
監査実施日	令和2年5月12日～14日、6月10日	
監査の結果	講じた措置	
(指導事項) 1件 (収入1)		
1) 歳入について、次のおり収入未済があった。 工事請負契約公正入札違約金 過年度分 226,013,760円 令和元年度分 821,008,587円 合計 先数 24件 1,047,022,347円		1) (発生原因の検証結果) 峡東地域の入札適合事件に関して、公正取引委員会の排除措置命令及び課徴金納付命令の効力が確定した業者に対して、契約約款に基づき公正入札違約金を測定したものの、納期限までに納付がなかったため督促状を送付したが、現在も納付に至っていない。 (今後の対応策等) 全ての相手方が民事調停を申し立てているため、今後は司法手続きにおいて債権回収に努めていく。

監査対象機関	森林環境部 峡南林務環境事務所	
監査対象期間	令和元年度	
監査実施日	令和2年5月7日～8日、6月3日	
監査の結果	講じた措置	
(指導事項) 1件 (収入1)		
1) 歳入について、次のおり収入未済があった。 工事契約解除に伴う違約金及び前払金返還利息 過年度分 先数 1件 157,958円		1) (発生原因の検証結果) 当該工事の契約解除に伴い、保証会社である東日本建設業保証(株)から違約金及び前払金に係る保証について支払いを受けたが、保証対象外である請負契約増額分に係る違約金及び前払金返還に係る余剰利息については、債務者に請求を行ったが、その後、債務者の破産決定が通知され、回収不能となった。 (今後の対応策等) 財産状況報告集会において財団債権の按分弁済が確定し、当該債務者の破産手続きの廃止(異時廃止)が決定されたため、関係各課と協議を行いながら徴収停止処理を進めているところである。

監査対象機関	森林環境部 富士・東部林務環境事務所
--------	--------------------

監査対象期間	令和元年度	
監査実施日	令和2年5月12日～14日、6月17日	
監査の結果	講じた措置	
(指導事項) 1件 (収入1)		
1) 歳入について、次のおり収入未済があった。 工事契約解除に伴う違約金 過年度分 先数 1件 113,400円		1) (発生原因の検証結果) 委託業者が銀行の不渡りを2回出し、事実上の倒産をした。債務者(代表取締役)は不渡りをした直後から行方が分からなくなり、期限内に違約金の納付が行われなかった。 (今後の対応策等) 平成28年10月に債務者(代表取締役)の住所地在が判明し、令和元年度の現地調査では債務者と面会でき、口頭にて支払いの意思を確認した。その後、書面による債務承認書の提出を求めたが、提出には至らなかった。 令和2年10月21日に現地調査を実施したところ、本人には面会できなかったが、翌日に本人より連絡があった。その際に、納付を求めたものの、未だに納付は確認できていない。 今後も、引き続き定期的な住民票確認により住所地在を把握するとともに現地調査を行い、違約金を回収していく。

監査対象機関	産業労働部 成長産業推進課	
監査対象期間	令和元年度	
監査実施日	令和2年6月8日、8月12日	
監査の結果	講じた措置	
(指導事項) 1件 (収入1)		
1) 歳入について、次のおり収入未済があった。 創造技術研究開発費補助金の交付決定一部取消処分に伴う補助金返還金 過年度分 先数 1件 1,450,000円		1) (発生原因の検証結果) 事業者の業績が芳しくなく、一括返還ができていなかったため、分割による返還を受けることとなった。 (今後の対応策等) 事業者の業績が劇的に好転することは考えにくいため、これまでと同様に電話や訪問により良好な関係を保ちながら、定期的な支払いの催促を継続する。 金融機関などからの新規借入れの際や、業況の回復により資金繰りが改善したと判断される場合には、一括返還を求めていく。

監査対象機関	産業労働部 産業振興課
監査対象期間	令和元年度
監査実施日	令和2年6月5日、8月12日
監査の結果	講じた措置

監査対象機関	観光文化部 観光振興課	H29. 11. 18 判決確定
監査対象期間	令和元年度	H29. 12. 5 会社所在地への納付書入りの催告書を送付。
監査実施日	令和2年6月11日、8月25日	H30. 1. 26 東京地方裁判所立川支部に債権差押命令申立書を提出。
監査の結果	講じた措置	H30. 1. 29 差押命令が出されなかったが、債権の存在は確認できなかった。
(指導事項) 1件 (契約1)		H30. 5. 21 会社所在地へ納付書を再送付。
		H30. 12. 3 商業登記簿により債務者の状況確認 (変更なし)
		H31. 4. 15 商業登記簿により債務者の状況確認 (変更なし)
		R 1. 5. 8 会社所在地へ納付書を再送付。
		R 1. 12. 19 商業登記簿により債務者の状況確認 (変更なし)
		R 2. 4. 17 商業登記簿により債務者の状況確認 (変更なし)
		R 2. 5. 7 会社所在地へ納付書を再送付。
		R 2. 12. 7 商業登記簿により債務者の状況確認 (変更なし)

監査対象機関	観光文化部 観光振興課	
監査対象期間	令和元年度	
監査実施日	令和2年6月11日、8月25日	
監査の結果	講じた措置	
(指導事項) 1件 (契約1)		1) (発生日の検証結果) 契約に係る手順についての把握及びチェックが不十分であった。
		(今後の対応策等) 今年度における契約においては、手順を複数人で再確認し、正しい手順で見積書を徴した。今後において同じようなことがないようチェックを強化し、再発防止に努める。

監査対象機関	観光文化部 文化振興・文化財課	
監査対象期間	令和元年度	
監査実施日	令和2年6月15日、8月25日	
監査の結果	講じた措置	
(指導事項) 1件 (物品1)		1) (発生日の検証結果) 当該物品は、平成6年に県に寄贈されたものであるが、寄贈の手続きにおいて、台帳記載などが適切に行われなかったため、全てが学術文化財課に引き渡されていないにもかかわらず、その状況が把握できないまま今日に至ったものと思われる。

(指導事項) 2件 (収入1、契約 (重点事項) 1)		1) (今後の対応策等) ①中小企業高度化資金貸付金償還金について収入未済となっている貸付先については、主債務者及び全連帯保証人 (1組合、2個人) の破産手続が終結済みであるため、県が回収のために取り得る手段が無い状況である。今後、出納局会計課が定めた「税外収入未収金に係る権利放棄の判断基準」を満たしたところで、議案に対して権利放棄を提案する予定である。 ②小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金について債権管理回収業務の委託業者と連携を図りながら、主債務者との交渉を行った結果、令和2年4月1日から令和2年12月1日までに3件から555,000円の償還を受けた。収入未済の残額については、引き続き回収に向けた努力を続ける。 ※令和2年12月1日現在 3件 残高 10,901,000円
2) 山梨県中小企業高度化資金及び山梨県中小企業設備近代化資金貸付債権管理回収業務委託について、財務規則第137条第3項に定められている見積書が徴されていないかった。		2) (発生日の検証結果) 契約相手の候補が1者に限られる随意契約 (単独随契) の場合は見積書の徴取が不要であると勘違いしていたため、徴取していなかった。 (今後の対応策等) 令和2年度の委託契約については、見積書を徴取している。 今後は、事務処理が適切に行われるよう、職員への注意喚起をすることともに、担当者への事務引継書にも事務処理ミスの事例として記載し、再発防止に努める。

監査対象機関	産業労働部 労働雇用課	
監査対象期間	令和元年度	
監査実施日	令和2年7月17日、8月12日	
監査の結果	講じた措置	
(指導事項) 1件 (収入1)		1) (今後の対応策等) 既に法令等の規定に基づき、督促状の送達や債務者への訪問催促を行ったが、納付されなかったため、訴訟を行い、勝訴した。引き続き債務者の状況確認及び債権回収に努める。 H29. 8. 25 甲府地方裁判所に提訴 H29. 10. 31 判決 (勝訴)
1) 歳入について、次のおり収入未済があった。		1) 歳入について、次のおり収入未済があった。 緊急雇用創出事業に係る不当事項により県が被った損害の賠償金 過年度分 先数 1件 17,228,546円

<p>不足する事実には、早い段階で対応できなかったのは、毎年行っている備品の現品確認の際に、箱に収容されている備品全てについて梱包を解いて個別に確認すべきところを怠っていたこと、また、現品確認とは別の機会に、当該備品の調査が行われた記録が確認できたが、課内での情報共有や引き継ぎが行われず、組織的な対応がとられていなかったことなどが考えられる。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>令和元年度の行政監査受検の際に、備品台帳の数と現品の数の不一致が判明した後、県ホームページにおいて、また、国、都道府県、県内市町村、県内博物館施設、県立高校、県内大学等に情報提供を呼びかけたところ、7点のうち1点が発見された。また、所在不明の化石ではなかったものの、これまで5件の情報が寄せられたところである。</p> <p>引き継ぎ、情報提供を呼びかけていくが、次年度までに有力な情報が得られない場合は、当該備品の登録削除を検討する。</p>

監査対象機関	農政部 担い手・農地対策課
監査対象期間	令和元年度
監査実施日	令和2年7月22日、8月27日
監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 1件 (収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>緊急雇用創出事業に係る委託料返還金 過年度分 先数 1件 9,983,750円</p>	<p>1) (今後の対応策等)</p> <p>債務者の申請に基づき、平成28年3月31日付で、地方自治法施行令第171条の6を根拠に分割納付による履行延期を承認しており、同申請と同時に提出された支払計画書に基づき返還が行われてきた結果、令和元年度末の収入未済額は9,983,750円に対し、令和2年7月までに9,983,750円が返還され、返還金総額50,710,000円全額が完済となった。</p>

監査対象機関	農政部 農業技術課
監査対象期間	令和元年度
監査実施日	令和2年7月22日、8月27日
監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 1件 (収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>①農業改良資金貸付金償還金 過年度分 先数 12件 115,075,835円</p>	<p>1) (今後の対応策等)</p> <p>収入未済の回収については、山梨県債権回収及び処理マニュアル、山梨県農業改良資金債権管理要領に基づき、長期延滞債務者に対し</p>

<p>②農業改良資金貸付金返約金 過年度分 先数 14件 20,794,957円</p>	<p>し償還金が早期に償還されるよう、電話や訪問面談を実施しており、その中で、個々の状況を勘案した返済方法や返済時期についての話し合いを行っている。これらの取組により、今後も引き続き早期返済を促していく。</p> <p>令和2年11月30日現在、償還金延滞者7名から1,290千円を回収し違約金延滞者1名から5千円を回収した。</p>
--	---

監査対象機関	農政部 畜産課
監査対象期間	令和元年度
監査実施日	令和2年7月22日、8月27日
監査の結果	講じた措置

<p>(指導事項) 2件 (収入2)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>生産物売払収入 令和元年度分 先数 1件 35,200円</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>納入は、出納整理期間中の5月28日に収納代理金融機関において納付しているが、収納代理金融機関において収納した歳入金(指定金融機関払込店に払い込まれた日(6月1日))をもって県の歳入金として取り扱うこととなっているため、決算上、収入未済額となったものである。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>組織として複数のチェック体制を整備するとともに、マニュアルを作成し、納期限前に債務者に事前連絡するなど、全ての案件について管理を強化した。</p> <p>納期限までに納付されなかった場合には、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に基づき、速やかに督促状を発送するとともに、「山梨県債権回収及び処理マニュアル」に定める様式に準じた延滞債権管理簿を作成し、延滞債権の適正な管理に努める。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>職員認識不足により、</p> <p>①催告を行った際に債務者から納入通知書が届いていないなどの申出があった場合は、督促状は発送せず手書きの納付書を発行していた。また、債務者から納付予定日の申出があった場合も申出の期限まで督促状の発行を見合わせていた。</p> <p>②延滞債権管理簿は、督促手続開始時点から記載開始するよう定められていることから、督促状を発送していない場合は作成していなかった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>組織として複数のチェック体制を整備するとともに、マニュアルを作成し、納期限前に</p>
---	--